



# 新年のご挨拶



岡山県神社庁 庁長  
藤山 知之進



令和六年、甲辰の歳の新春を迎え、まずもって御皇室の益々の弥栄と、県内各神社の御社頭のご隆昌、そして神職各位、氏子の皆様のご健勝、ご多幸を心よりお祈り申し上げます。

令和二年二月ごろから中国武漢に端を発した新型コロナウイルス(COVID-19)は、昨年五月八日に五類感染症に位置づけられ、長かった感染対策のための政府のガイドラインが廃止されました。法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから個人の自主的取り組みとなり、感染対策は個人や事業者の判断で行えるようになりました。これを受けて多くの神社では従来通りの神輿渡御や神賑行事が復活したと伺っています。私の奉仕する神社でも、夏祭りに夜店を出すことができず、浴衣を着た子供たちが金魚すくいやヨーヨー釣りに歓声

をあげ、夜店を切り盛りする人たちは久しぶりの賑わいに秋祭りに向け手応えを感じていました(当社の夜店は神輿の舁き手を中心です)。

秋祭りには三回途絶えていた御神幸が復活し、神社に賑わいが帰ってきました。久しぶりなので、最初は戸惑いもありましたが、四年前と同様、二基の神輿が氏子区域を賑やかに巡幸しました。しかし、さみしいこともありました。近年の少子化で子供神輿を出すことのできる町内が減ったことです。子供神輿を担いだ子供が何年後かに大人神輿を担ぐ、そのような継承ができるように努力したいと思います。コロナは完全に収まったわけではなく、人類が経験したことのない未曾有の災禍はいまだ克服したとはいえませんが、必要な注意をはらいながら祭典や行事に取り組んでいきたいものです。さて、私は一昨年、岡山県神社庁

の庁長就任にあたって四つの方針を掲げ、その一つが「研修の充実」でした。コロナ禍の中で十分な開催ができませんでしたが、昨年度一年間で開催した研修は六回、延べ受講人数は四十五人でした(祭式研修五回、各種研修一回)。その祭式研修中で特徴的なのは、従来「受講希望者が神社庁に集まって行う祭式研修」でしたが、昨年度は「祭式講師が支部に向向して行う少人数の祭式研修」を行ったことです。コロナ禍の中で生まれた研修形式ですが、時間をかけて神社庁まで行く必要がなく、講師が近くまで出向するので受講しやすかったのではないのでしょうか。ただ、会場の手配や、祭器具の用意で不自由を余儀なくされたのは申し訳なく思います。また、この外にも支部主催の研修会が八回、延べ九十四人受講がありましたことを申し添えておきます(直階検定講習会・初任神職研修・中堅神職研修は含みません)。

また、神社庁のIT化については、できるところから進めています。庁長就任直後の庁報第一三三号でお伝えした時は「システムの検証中」であった「岡山県神社庁LINEシステム」は、その後本格稼働が始まりました。現在コミュニティ登録神職は三百十一名(十一月九日現在)で、神社庁からのお知らせを中心に神職の皆様には様々な情報提供を行っております。LINEは使用しているけれどもまだ登録していない神職はぜひ登録してください。さらに各委員会の開催案内や、その出欠を管理するグループも四十六グループを数え、会場の空き状況確認・会場確保・委員への案内・委員からの出欠回答・集計などが手軽にできるようになりました。

さらに、神社庁に報告する神社ごと・支部ごとの大麻頒布数も決まった書式に記入、パソコンを使って提出すると職員が計算をする必要がなく集計が完了する方式に改められました。ただ、パソコンが苦手な方もおられますので、操作方法も含めて指導をしていきたいと思えます。神社庁に提出する書類には様々なものがありますが、「印」を省略することによって電子的に提出することが可能になります。省略が可能な書類、不可能な書類を区別し、可能なものから利便性を図っていきます。皆様のご協力を切にお願い申し上げます。



令和五年度神宮大麻曆頒布始奉告祭  
 神宮大麻関係表彰式・岡山県神社庁神宮大麻頒布推進会議  
 令和五年九月二十五日 於岡山県神社庁

**令和4年度  
県神社庁神宮大麻関係表彰**

**令和5年度  
神宮大麻頒布大宮司表彰**

美作支部	新見支部	神宮大麻関係表彰三条二号 (個人表彰)	美作支部	真庭支部	新見支部	高梁支部	井笠支部	邑久上道西大寺支部	御津支部	津山支部	倉敷都窪支部	神宮大麻関係表彰三条一号 (神社・団体表彰)
豊國神社責任役員	船川八幡宮責任役員	土居神社	御鴨神社	栢森神社	天神社	諏訪神社	殿上西神社	吉備津彦神社	高田神社	阿智神社		
菊地 貞男	峪田 政雄											

神職以外		神						職		神宮大麻頒布優良奉仕者	御津支部	岡山支部	神宮大麻頒布優良支部	岡山県神社庁	神宮大麻頒布優良神社庁							
川上支部	高梁支部	井笠支部	津山支部	倉敷都窪支部	美作支部	新見支部	高梁支部	吉備支部	吉備支部	井笠支部	邑久上道西大寺支部	御津支部	倉敷都窪支部	岡山支部	真庭支部	神宮大麻頒布優良奉仕者	御津支部	岡山支部	神宮大麻頒布優良支部	岡山県神社庁	神宮大麻頒布優良神社庁	
宇佐八幡神社責任役員	八幡神社総代	諏訪神社責任役員	八幡神社総代	天神社総代	八幡神社宮司	栢森神社宮司	八幡神社宮司	神神社宮司	八幡神社禰宜	大山祇神社宮司	木鍋八幡宮宮司	總社権禰宜	籠取神社宮司	沖田神社宮司	木山神社宮司							
赤木 保雄	小野 雅司	竹内 恵夫	小椋 道典	岡部 昌雄	水島 和彦	木山 知香	大内 丈	白神 倫枝	小野 義典	迫本 優子	高原 家直	菱川 智	岡部 典雄	秦 俊治	鈴木 宏志							

# 神社庁DX推進 進捗状況の報告

総務委員会 副委員長 久山 信太郎

令和四年度から神社庁総務委員会

では、DXを推進するチームを立ち上げ、神社庁業務のデジタル化を進めてまいりました。DXとはデジタル・トランスフォーメーションの略であり、「ITの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」と定義されております。簡単に言えば、デジタル技術を使いありとあらゆる分野を、より効率的に、より正確にデータのやり取りを通して、組織や社会をより良くしていくことだと考えております。

岡山県神社庁ではこの度のDX推進の目的として、以下の三点を設定いたしました。①神社庁業務の生産性の向上（事務経費予算の削減）、②各神社の氏子崇敬者の利便性の向上、③過疎地域への神社庁からのサービスの提供、①の生産性の向上は今回まず手をつけていくべき内容だと捉えておりますが、そもそも岡山県神社庁はusagiemail、LINE活用、負担金自動計算シス

テム、神宮大麻管理システムなど多

くの分野で全国の神社庁に先駆けて行われている事例が多く、既に多くの業務を少ない人員で行っているのが現状であります。②につきましても、神社庁Webサイト上で神社、氏神、またそれぞれ行われている神事までも検索できるようになっており、こちらも全国神社庁の中では先頭を走っている状況です。③につきましては、①の業務の改善に伴い、Zoomなどオンライン会議ツールにより神職などが神社庁へ登庁する必要がなくなり、業務改善が進んだ結果、事務の余力にてより手厚いサービスが神社庁から提供できるところを想定しております。

①の目的をまずは達成するため、DX推進チームでは令和四年九月からオンライン会議を中心に月に二回ほど行い、神社庁の業務プロセスの洗い出しを参事、主事を中心に聞き取り調査を行ってまいりました。神社庁業務は想像していたよりも大変

幅広く、また多くの関係者が関わり、そしてデータのやり取りも、メール、FAX、神社本庁の神社庁システムのほか、紙媒体もまだまだ多く残っており、全体像の把握のみでも多くの時間を費やしました。

DX推進チームや総務委員会での議論を経て、この度の神社庁DX推進につきましては、「神宮奉賛（神宮大麻）」に関わる業務から始めることになり、この部分の詳細な業務プロセスの洗い出しを行ってまいりました。神宮大麻に関わる部分は神社本庁、神社庁、支部の三者が関係しており、支部ごとの大麻の頒布体数、神社ごとの頒布体数などを何度も支部と神社庁の間でやり取りをする構造となっていました。一番の問題点として上がったのは、「支部ではパソコンを使い大麻の体数を管理しているが、神社庁へ提出する際はその表を紙に印刷をし、FAXにて神社庁へ送っており、神社庁ではそれを再度、手入力にて神社庁のデータベースに入力している。」など非常に非効率なプロセスが見受けられました。

このようなプロセスにおいて如何にデジタル技術を使い、効率的かつ

皆が使い易い仕組みにしていくなか議論が幾度も行われ、最終的には外部の有識者により「kintone（キントーン）」というシステムを使うことが、将来的には神社庁で行われている業務のほぼ全てを統合できるなど将来性があり、有効なものではないかという提案をいただきました。システム導入の内容を検討した結果としては、十年間利用した際のコストがkintone導入では多大すぎるということ、一度議論は振り出しに戻りましたが、神宮大麻管理業務について、①令和四年度に提出されていた既存システム（ピコシステム）へデータを取り入れる機能の追加、②クラウドシステムを使つての支部⇄神社庁とのやり取りの一本化という内容が決定となりました。こちらの二

点の業務改善は根本的な刷新ではございませんが、支部担当者や神社庁職員の業務負担軽減には大きく寄与する改善であると断言できます。担当者におかれましては、クラウドシステム使用などに関して多少慣れるまでに時間が掛かるとは思いますが、将来的な神社庁全体の業務改善に関わる変更となりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

## 現状（神宮大麻の体数報告等）

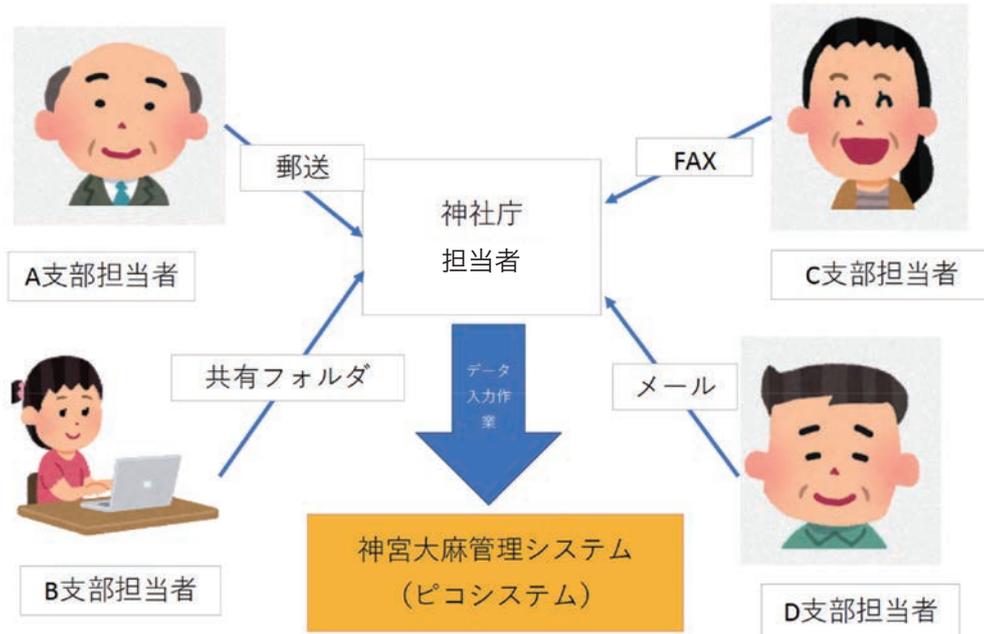


図1 クラウド導入前

## DX改善後（神宮大麻の体数報告等）

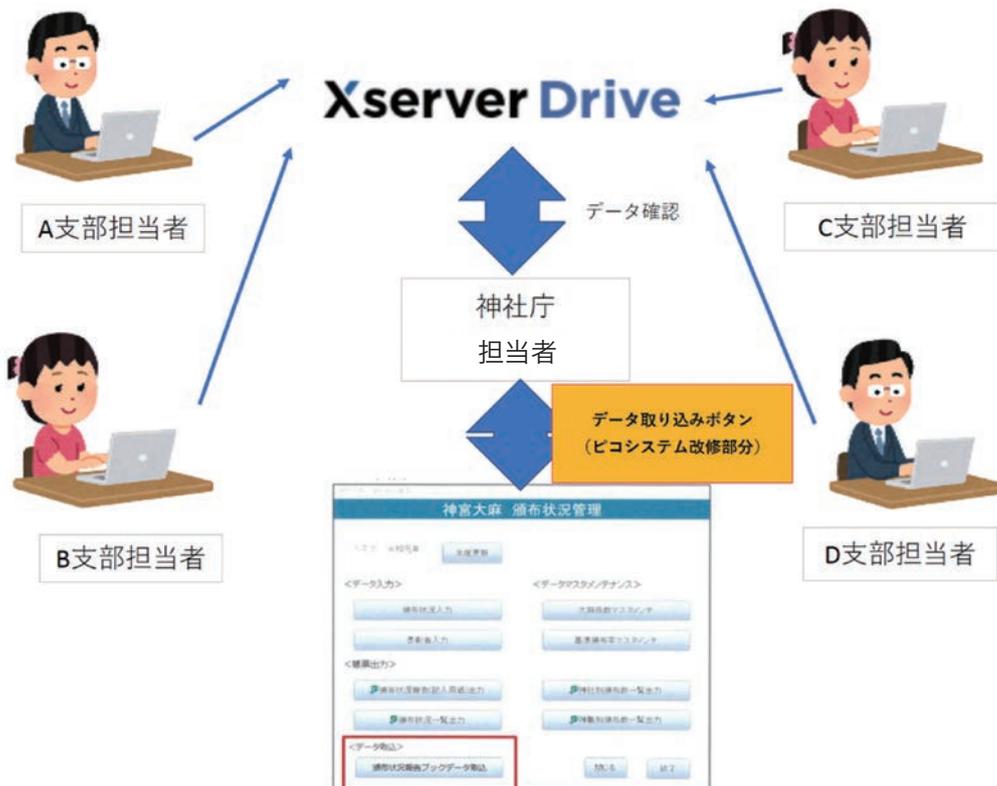


図2 クラウド導入後（データ取り込み実装済み）

\*Xserver Driveが文中のクラウドシステム

第二十六回

まごも伊勢まいり

教化委員会 育成部会 岡崎寛英

令和五年八月二十一日〜二十三日の二泊三日の行程で、「第二十六回まごも伊勢まいり」が行われました。新型コロナウイルス感染症の蔓延により、毎年行つてまいりました「まごも伊勢まいり」も三年間中止を余儀なくされ、実に四年ぶりの開催となりました。

準備段階から育成部会内で何度も会議を重ね、コロナ以前の「まごも伊勢まいり」とは様々な部分で勝手が違い、感染症対策をどうするか等、子供たちの安全を最優先に考えつつ無事に開催することができるよう万全の体制を整え本番に備えました。当日は岡山県内の小学校三年生から中学校三年生までの二十八名が参加し、引率として吉岡寛人（育成部会部長）団長のもと六名の神職が参加しました。最初こそ緊張した面持ちで集合場所に集まった子供たちも、バスが到着すると二泊三日のお伊勢まいりに希望を膨らませつつ、それぞれ家族に「いつてきます」と

手を振りながら乗車をしました。緊張したバス車内の空気が少しずつほぐれて、子供たちにも笑顔が見え始めたころ、昼食会場の信楽のためき村に着きました。班ごとに初めて顔を合わせた食事ということで、まだまだ緊張の解けないご飯の時間となりました。再びバスに戻り三重県は伊勢、せんぐう館へ。初めて伊勢に来る子供たちも多く、それぞれ興味津々に神宮のこと、特に式年遷宮について学ぶことができたと思えます。宝物をはじめ遷宮の際の行列の様子や外宮全体像、実寸大の正殿模型などは特に興味を引き、充実した学びの時間を過ごすことができました。せんぐう館の後は、二見興玉神社へ。ガイドさんに連れられながら夫婦岩を眺めつつ、ぎこちない様子で手水を行い参拝しました。その後は少しだけ初めての班行動をしました。そして、ほぼ予定通りに二泊する神宮会館に到着し、班ごとに部屋へ移動し、夕食となりました。班ご

との食事はまだまだ緊張した顔が多く見られ、完食ができない子もいましたが、それぞれ頑張つて食べることができました。食後に神宮会館の会議室をお借りしての自己紹介タイム。引率神職の自己紹介や担当の先生を確認後、子供たちによる自己紹介では、名前や通っている学校などを発表しました。また、手水の作法、参拝の作法を全員で練習しました。その後、班ごとに入浴を行い、それぞれの部屋で緊張も解けてきたところで話に花が咲きつつ、就寝時間となりました。

二日目の朝は六時起床ということ、班長さんがそれぞれの班をうまくまとめ、外宮へ出発。爽やかな朝の外宮を参拝し、昨日練習したおかげで手水も参拝の作法もばっちりでした。参拝後の朝食は、時折笑顔もみられる美味しいご飯となりました。朝食を済ませ内宮へ。宇治橋を渡り、手水の後はずまず神楽殿にて御神楽の奉納を行いました。初めて見る御神楽に興味津々、足のしびれも忘れるほど真剣な面持ちで、参拝をしました。その後ガイドさんの説明を聞きながら外宮と内宮の御社殿の違いや、普段お参りしている神社と

様子が全然違うことに驚いていました。内宮参拝後は、おかげ横丁の散策。班ごとに行動しながらお土産をそれぞれ買うことができました。そして、昼食を済ませ、おやつタウンに向けて出発。ベビースタラーメンで有名な工場に併設された遊べる施設に全員が興奮。体験コーナーでは、自分の好きな味を決めてマラカスの形をした容器にベビースタラーメンと粉を入れてふりふり。オリジナルのベビースタラーメンができました。その後は屋内の遊具で遊ぶ予定でしたが、予想以上に混雑





していたため、予定より早めに神宮会館へ戻り、それぞれ自由時間を楽しみました。

三日目の朝は六時半起床、その後朝食をとりました。子供たちも慣れた様子でご飯をよそったりお茶をついだりしながら、しっかりとご飯を食べることができました。食後は、それぞれの部屋の片づけと出発の準備。班長さんを中心に、出発の準備をすることができました。神宮会館の方に向かってと御礼の挨拶をして、それぞれが注文した赤福を受け

取りバスに乗り、春日大社に向かいました。神職さんに境内を案内してもらい、正式参拝を行いました。子供たちの凜とした姿で参拝する姿はどこか誇らしげに感じました。昼食を食べた後は自由行動で、お土産を買ったり、鹿と触れ合ったりすることができました。今年の鹿は空腹のようで、鹿せんべいをあげるのには勇気がいりました。奈良を出発すると長かった「こども伊勢まいり」も帰り道、行きのバスとは違い賑やかな車中となりました。別れ際は名残おしく、しっかりと手を振ってそれぞれ帰路につきました。

最後に子供たちが「せんぐう館の見学・外宮内宮参拝」をテーマに発表した内容を紹介いたします。

- ・ 式年遷宮を続けることで伝統が受け継いでいられることを学びました
- ・ 年間千五百以上のお祭りが行われることに驚きました
- ・ 神様に捧げる宝物を作る技術をもった人も必要で神宮の神様はほんとうに大切だと思いました

等々の意見を出し合い、班ごとに一分間のスピーチに挑戦してもらいました。一部の紹介しきれないのが残念ですが、二泊三日の「こども

伊勢まいり」を通して、神宮や神社の勉強はもちろん、自分で考えて意見や行動をする、仲間と協力して目的を達成する姿を見て、子供たちの成長を強く感じました。私自身「こども伊勢まいり」に子供のころ参加した経験があり、今回初めて引率をいたしました。子供たちと神宮の架け橋となれたことに喜びを感じました。

今回参加してくれた子供たちが親となり、「我が子も参加させたい」そう思えるような貴重な時間を過ごすことができました。子供たちのこれからの成長が楽しみです。



# 『基礎から学ぶサイバーセキュリティ』

## 身近なPC・スマホに潜む危機

天満神社 宮司 渡邊 吉樹

岡山県神社庁ではLINEによる

情報提供が始められ、スマートフォン

による情報発信・収集が日常となっ

ている中で、私たちが知らないうち

に危険にさらされるリスク、そして

ウクライナへのロシア侵攻で行われ

ているサイバー戦からセキュリティの

重要性を学ぶため、九月二十八日神

社庁にて、防衛省初代サイバー防衛

隊長を務められた佐藤雅俊先生によ

る二部構成の講義に参加しました。

第一部は「サイバーセキュリティ

入門」で、

(一)サイバーセキュリティの基礎

まず「サイバーセキュリティは、

デジタルシステム（ネットワーク、

コンピュータ、ソフトウェア、デー

タなど）が攻撃、損害、又は不正ア

クセスから守られることを確保する

ための手段と実践を指す」と定義

し、「情報を保存、処理、転送する

全てのシステムを保護するために存

在し、個人、企業、政府など、あら

ゆる組織が利益を保護し、サービ

スを提供し、信頼を維持するために重

要」とされる基本的なことから始ま

り、次に、

(二)サイバーセキュリティのリスク管理

(三)サイバーセキュリティ技術

(四)ネットワークセキュリティ

(五)エンドポイントセキュリティ

(六)サイバーセキュリティの法律と規制

(七)情報セキュリティ十大脅威2023

(八)演習問題

以上八つの項目で学び、USBで接

続する扇風機でもマルウェアなどに

感染対象となるリスクがあること

や、WiFiネットワーク、特に

フリーWiFiを利用する際のセ

キュリティの重要性、そして自分た

ちが使うパソコンやスマホといった

デバイスの定期的なソフトウェア更

新、パッチの適用、強力なパスワー

ドポリシーの実施、マルウェア対策

ソフトの導入、セキュリティに対す

る意識の向上は、私たちが最低限心

掛けなければならないことでした。

特に普段使っているスマートフォン

にセキュリティソフトを入れていな

い方は多いのではないのでしょうか。

第二部は、「ウクライナ危機に学

ぶサイバーセキュリティ」について

で、日本も含め今まきに行われてい

ることを、次の五項目について私見

を交えて解説していただきました。

(一)サイバーセキュリティとサイ

バー戦

(二)ウクライナ危機におけるサイ

バー攻撃の状況

(三)ロシア・ウクライナのサイバー

戦能力

(四)浮かび上がったサイバーセキュ

リティの重要性と課題

(五)安全保障関連三文書と官民によ

るサイバー攻撃への備え

令和四年十二月に改定、閣議決定

された「安全保障関連三文書」につ

いても説明いただき、台湾有事にお

けるサイバー攻撃の予測もされ、私

たちがすべき課題も見えてきました。

サイバーセキュリティには、物理

的セキュリティ、システムセキュリ

ティ、人的セキュリティの三つを強

化する必要がありますが、ITに関

わる人材は十九万人不足していると

され、その育成には時間も経費も掛

かります。

リスクを軽減するための方策とし

ては、技術的な面での解決と人的な

面での解決があり、ここでも人間に

対する教育、人間が犯すミスを減ら

すことが必要となります。そのため

にも、神社で管理しているデータ等

については担当者任せにせず、自分

のこととして考えなければなりません。

個々にセキュリティ対策を行うこ

とは重要であるのは勿論ですが、安

全保障の面でもサイバー攻撃への備

えが戦局を大きく左右するといふこ

とを、ウクライナ侵攻を通して改め

て感じさせられました。



神道政治連盟岡山県本部研修会報告

# 『憲法改正の実現に向けて』

## ―緊急事態条項と自衛隊の憲法明記―

教化委員会 広報部会 粟井洋充

令和五年九月十五日岡山県神社庁

において、日本大学名誉教授・国士

館大学客員教授の百地章先生を講師

にお迎えし、「憲法改正の実現に向

けて」―緊急事態条項と自衛隊の憲

法明記―と題し、神道政治連盟岡山

県本部主催の研修会が行われまし

た。百地先生は神道政治連盟の政策

委員、神社本庁教学委員も務められ

ております。今回の講演は三部構成

により、憲法改正の実現に向けて、

大変わかりやすくまとめられており

ます。以下講義内容を抜粋して掲載

します。

### 第一部「憲法の成立過程」

昭和二十年七月二十六日に発表さ

れたポツダム宣言は日本の「条件降

伏」を求めたものであった。八月九

日深夜く十日早朝、御前会議が開か

れ、昭和天皇による終戦の御聖断。

八月十日、ポツダム宣言は「天皇の

国家統治の大権」を変更するとの要

求を包含していないとの了解のもと

に受諾する。国体護持の申し入れを

行った。翌日八月十一日バーンズ回

答がなされ、これに対する直接的な

回答はなかったが、日本国の最終的

政治形態は、ポツダム宣言に従い、

日本国民の自由意思によって決定さ

れるべきであるとの回答により、八

月十四日、日本政府は「国体は護持

された」と判断し、ポツダム宣言の

受諾を決定。同日、終戦の詔書、八

月十五日、玉音放送という時系列を

辿っている。

ポツダム宣言には大日本帝国憲法

の改正について明記されていなかった

ため、公然とはGHQは憲法改正

を主張できなかったが、日本を弱体

化する目的から憲法改正は必須で

あった。表向きは日本政府主導の憲

法改正であるが、「天皇は統治権の

総攬者」が柱であった松本四原則を

GHQへ提出するも、全面拒否。そ

の間、マッカーサーは、ホイットニー

民政局長に憲法改正草案の作成を指

示。GHQ民政局スタッフ二十四名

(弁護士はいたものの、憲法の専門

家は不在)で、二月四日からの七日

間で、マッカーサー草案が作成され、

この草案に基づいて憲法改正が行わ

れた。

### 第二部「憲法第九条の問題点と

#### 『自衛隊の憲法明記』

日本の防衛・安全保障体制は「他

国依存型」である。憲法前文の「平

和を愛する諸国民の公正と信義に信

頼して、我が国の安全と生存を保持

しよう」とあり、「生存」ま

でも他国に依存している。これはウ

クライナのブダペスト覚書と同じ構

造であり、現在のロシアによるウク

ライナ侵略は、これを反故にして行

われている。

憲法第九条の問題点は、第二項に

軍隊の保持の禁止を明記しているた

め、実態上、「軍隊」である自衛隊

が法制度上「軍隊」ではなく「警察

組織」として取り扱われる点にある。

「軍隊」はネガティブ・リスト方式で、

国際法等によって禁止されていない

限り、権限の行使は原則として自由。

「警察組織」はポジティブ・リスト

方式で、法律に書かれていることし

かできない。

自衛隊は、平時からグレイゾーン

に掛けては「軍隊」としての行動は

できないため、仮に他国からの侵略

行為があったとしても、まず警察や

海上保安庁が対処、多大な被害が発

生して初めて「治安出動」や「海上

警備行動」が可能になる。そのため、

自衛隊を「軍隊」としなければ侵略

を阻止できない。

自衛隊の憲法明記の意義は、「法

的安定性」を高め、憲法改正の国民

投票によって自衛隊の「民主的正当

性」を一層高めてくれる。

### 第三部「今こそ憲法改正の実現を

#### ―緊急事態条項―

東日本大震災は災害対策基本法で



対応。「災害緊急事態の布告」が発令されなかったため、「緊急政令」も発令されず、ガレキの処理さえも憲法で保障されている「財産権の不可侵」により思うように進まなかった。

今後の大規模自然災害や感染症のパンデミックに備えて、緊急時にも「国会の機能」を維持し、国民の生活を守るため「緊急政令」及び「緊急財政支出」が必要不可欠である。

「国会議員の任期の特例」と「緊急政令」については、ほぼ合意が成立し、改憲発議に必要な三分の二を超えている。国会による「憲法改正の発議」が行われれば、残すところ「国民投票」となり、投票総数の二分の一以上で「憲法改正」となる。この国民投票に向けて全力で国民投票運動を行い、我々の世代で、我々の手で必ず改憲の実現を！



### 第69回伊勢神宮新穀感謝祭

令和5年11月29日・30日



### 直階検定講習会

令和5年8月10日～9月4日

## トピックス



### しめ縄体験講座

主催：教化委員会 事業部会  
令和5年12月2日 於 北ふれあいセンター（岡山市北区谷万成）



・議案第一号から第五号まで、原案の通り承認された。

・庁舎エアコン入れ替えの追加工事を行うことが承認された。

(その他)

○事務局から

・岡山県神社庁神宮大麻及び曆頒布取扱要綱の改正について説明があった。

○協議員から

・前回の式年遷宮での募財目標額と結果、次回が幾らくらいになるか教えて欲しいといったことその他、兼職している神職が受講しやすい研修を考えて欲しい等の要望があった。



- 議事
- 議案第一号 令和四年度岡山県神社庁一般会計歳入歳出決算
  - 議案第二号 令和四年度岡山県神社庁別途会計収支決算
  - 議案第三号 令和四年度岡山県神社庁事業会計決算
  - 議案第四号 岡山県神社庁財産目録
  - 議案第五号 岡山県神社庁一般会計歳入歳出補正予算案
- 補足

**令和五年 定例協議員会 報告**

令和五年十一月十三日(月)午後一時三十分  
於 岡山県神社庁講堂 出席協議員 三十一名

令和4年度 岡山県神社庁

一般会計歳入歳出決算書

(令和4年7月1日~令和5年6月30日)

歳入総額	143,139,062円
歳出総額	113,896,855円
差引残高	29,242,207円

歳入の部

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
<b>I 神 饌 及 幣 帛 料</b>	<b>750,000</b>	<b>786,300</b>	<b>△ 36,300</b>
1 本 庁 幣	600,000	628,300	△ 28,300
2 神 饌 及 初 穂 料	150,000	158,000	△ 8,000
<b>II 財 産 収 入</b>	<b>2,000</b>	<b>501</b>	<b>1,499</b>
<b>III 負 担 金</b>	<b>33,228,000</b>	<b>33,247,910</b>	<b>△ 19,910</b>
1 社 会 負 担 金	23,259,600	23,268,030	△ 8,430
2 神 職 負 担 金	8,307,000	8,317,630	△ 10,630
3 支 部 負 担 金	1,661,400	1,662,250	△ 850
<b>IV 交 付 金</b>	<b>74,300,000</b>	<b>74,144,300</b>	<b>155,700</b>
1 本 庁 交 付 金	1,500,000	1,268,300	231,700
2 神宮神徳宣揚費交付金	72,400,000	72,500,000	△ 100,000
3 本 庁 補 助 金	400,000	376,000	24,000
<b>V 寄 付 金</b>	<b>10,000</b>	<b>320,000</b>	<b>△ 310,000</b>
<b>VI 諸 収 入</b>	<b>2,866,000</b>	<b>4,158,011</b>	<b>△ 1,292,011</b>
1 表 彰 金	65,000	62,500	2,500
2 預 金 利 子	1,000	575	425
3 申 請 料 ・ 任 命 料	2,000,000	3,022,000	△ 1,022,000
4 会 費	500,000	584,000	△ 84,000
5 雑 収 入	300,000	488,936	△ 188,936
<b>VII 繰 入 金</b>	<b>1,300,000</b>	<b>1,290,000</b>	<b>10,000</b>
<b>当 期 歳 入 合 計</b>	<b>112,456,000</b>	<b>113,947,022</b>	<b>△ 1,491,022</b>
<b>前 期 繰 越 金</b>	<b>28,255,383</b>	<b>29,192,040</b>	<b>△ 936,657</b>
<b>歳 入 合 計</b>	<b>140,711,383</b>	<b>143,139,062</b>	<b>△ 2,427,679</b>

歳出の部

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
<b>I 幣 帛 料</b>	<b>2,190,000</b>	<b>2,104,500</b>	<b>85,500</b>
1 本 庁 幣	2,090,000	2,074,500	15,500
2 神 社 庁 幣	100,000	30,000	70,000
<b>II 神 事 費</b>	<b>400,000</b>	<b>335,795</b>	<b>64,205</b>
<b>III 事 務 局 費</b>	<b>33,094,000</b>	<b>29,345,677</b>	<b>3,748,323</b>
1 表 彰 並 び に 儀 礼 費	1,500,000	1,147,837	352,163
(1) 各 種 表 彰 費	500,000	615,210	△ 115,210
(2) 慶 弔 費	1,000,000	532,627	467,373
2 会 議 費	200,000	67,404	132,596
3 役 員 関 係 費	1,400,000	1,400,000	0
(1) 役 員 報 酬	1,280,000	1,280,000	0
(2) 地 区 会 議 関 係 費	120,000	120,000	0
4 給 料 及 び 福 利 厚 生 費	17,544,000	16,771,816	772,184
(1) 給 料	8,786,000	8,632,012	153,988
(2) 諸 手 当	6,038,000	5,701,240	336,760
(3) 各 種 保 険 料	2,600,000	2,362,350	237,650
(4) 職 員 厚 生 費	120,000	76,214	43,786
5 庁 費	7,400,000	7,391,276	8,724
(1) 備 品 費	800,000	820,927	△ 20,927
(2) 図 書 印 刷 費	950,000	606,313	343,687
(3) 消 耗 品 費	1,400,000	1,195,203	204,797
(4) 水 道 光 熱 費	1,250,000	1,254,151	△ 4,151
(5) 通 信 運 搬 費	1,000,000	1,017,833	△ 17,833
(6) 雑 費	2,000,000	2,496,849	△ 496,849
6 交 際 費	1,100,000	665,646	434,354
7 旅 費	2,800,000	1,194,088	1,605,912
8 維 持 管 理 費	950,000	542,610	407,390
9 法 務 対 策 費	200,000	165,000	35,000

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
<b>IV 指 導 奨 励 費</b>	<b>9,462,000</b>	<b>7,612,665</b>	<b>1,849,335</b>
1 教 化 事 業 費	3,551,000	3,160,667	390,333
(1) 教 化 費	630,000	772,526	△ 142,526
(2) 広 報 費	900,000	783,610	116,390
(3) 事 業 費	646,000	434,804	211,196
(4) 神 宮 奉 賛 費	925,000	679,737	245,263
(5) 育 成 費	450,000	489,990	△ 39,990
2 神 社 庁 研 修 所 費	2,000,000	1,688,322	311,678
(1) 研 修 費	2,000,000	1,688,322	311,678
(2) 講 習 会 費	0	0	0
3 祭 祀 研 究 費	1,420,000	603,276	816,724
4 各 種 補 助 金	2,491,000	2,160,400	330,600
(1) 神 政 連 関 係 費	135,000	135,000	0
(2) 神 青 協 補 助 金	450,000	450,000	0
(3) 氏 青 協 補 助 金	90,000	90,000	0
(4) 県 教 神 協 補 助 金	90,000	90,000	0
(5) 女 子 神 職 会 補 助 金	162,000	162,000	0
(6) 県 敬 婦 連 補 助 金	117,000	117,000	0
(7) 神 楽 部 補 助 金	90,000	90,000	0
(8) 作 州 神 楽 補 助 金	27,000	27,000	0
(9) 支 部 長 懇 話 会 補 助 金	150,000	150,000	0
(10) 神 宮 大 祭 派 遣 補 助 金	30,000	0	30,000
(11) 教 誨 師 関 係 費	350,000	99,400	250,600
(12) 団 体 参 拜 補 助 金	200,000	0	200,000
(13) 過 疎 地 域 神 社 活 性 化 助 成 金	500,000	450,000	50,000
(14) 地 区 大 会 等 援 助 金	100,000	300,000	△ 200,000
<b>V 各 種 積 立 金</b>	<b>6,980,000</b>	<b>6,980,000</b>	<b>0</b>
1 職 員 退 職 給 与 積 立 金	1,320,000	1,320,000	0
2 正 副 庁 長 退 任 慰 労 金 積 立 金	160,000	160,000	0
3 庁 舎 管 理 資 金 積 立 金	2,500,000	2,500,000	0
4 次 期 式 年 遷 宮 準 備 金	2,000,000	2,000,000	0
5 災 害 見 舞 積 立 金	500,000	500,000	0
6 関 係 者 大 会 積 立 金	500,000	500,000	0
<b>VI 神 社 関 係 者 大 会 費</b>	<b>600,000</b>	<b>762,152</b>	<b>△ 162,152</b>
<b>VII 負 担 金</b>	<b>22,522,920</b>	<b>21,896,434</b>	<b>626,486</b>
1 本 庁 災 害 慰 謝 負 担 金	212,520	212,520	0
2 本 庁 負 担 金	4,250,400	4,250,400	0
3 本 庁 特 別 納 付 金	14,800,000	14,773,764	26,236
4 支 部 負 担 金 奨 励 費	2,960,000	2,659,750	300,250
5 負 担 金 特 別 対 策 費	300,000	0	300,000
<b>VIII 渉 外 費</b>	<b>620,000</b>	<b>340,587</b>	<b>279,413</b>
1 友 好 団 体 関 係 費	370,000	177,050	192,950
2 時 局 対 策 費	100,000	44,000	56,000
3 同 和 対 策 費	150,000	119,537	30,463
<b>IX 神 宮 神 徳 宣 揚 費 交 付 金</b>	<b>39,000,000</b>	<b>37,810,000</b>	<b>1,190,000</b>
<b>X 大 麻 頒 布 事 業 関 係 費</b>	<b>6,700,000</b>	<b>6,709,045</b>	<b>△ 9,045</b>
1 頒 布 事 務 費	550,000	627,221	△ 77,221
2 頒 布 事 業 奨 励 費	6,150,000	6,081,824	68,176
<b>XI 予 備 費</b>	<b>19,142,463</b>	<b>0</b>	<b>19,142,463</b>
<b>当 期 歳 出 合 計</b>	<b>140,711,383</b>	<b>113,896,855</b>	<b>26,814,528</b>
<b>次 期 繰 越 金</b>	<b>0</b>	<b>29,242,207</b>	<b>△ 29,242,207</b>
<b>歳 出 合 計</b>	<b>140,711,383</b>	<b>143,139,062</b>	<b>△ 2,427,679</b>

注1 差異は、決算額が予算額に比し、超過した場合△で表示する。

# 中国地区女子神職研修会開催の記

岡山県女子神職会 浅原 タツエ

令和五年六月七日・八日の二日間

に亘り、岡山県女子神職会（菱川充子会長）の当番で中国地区女子神職研修会が岡山国際ホテルにおいて開催された。

今回も、まだコロナ禍の影響が心配されたが、万全の注意を払う中三十二名が出席した。

研修の趣旨は、現在の国内外の社会情勢について学ぶとともに、今神職としてどうあるべきか。また、岡山県北の地域に点在する式内社への関心を深めること。そして、中国五県の交流と情報交換を図るとともに、女子神職の資質向上を目指すことであった。

まず、開会に続き岡山県神社庁の藤山知之進庁長のご挨拶、次に全国女子神職協議会の橋爪かおり副会長にご祝辞を頂き、ご来賓各位の紹介があり開会行事を終了。引き続き講義に移った。

第一講は、講師に岡山県神社庁副庁長・石上布都魂神社宮司物部明徳

先生による

『近年の国内外情勢と神社組織の意義』と題しての講義であった。

物部先生は元自衛隊の空将補の肩書きを持たれ、ご自身の自衛隊時代のご活躍の紹介に始まり、国内外の情勢では、①ロシアのウクライナ侵攻②中国の台湾侵攻③先進諸国の安全保障環境問題。国内情勢では、

①日本の安全保障環境で日本の国民意識が薄いこと②自衛隊の現状など。神社組織においては、国家安全保障の視点から、最も巨大な全国組織であり、日本の強さは根本的に動かない大きな組織であると。まつりを通して結束力の強化、社会秩序規律の徹底向上を図ることが日本の安全保障態勢へとつながるものであると強く話された。

第二講は、講師に真庭市蒜山郷土博物館館長前原茂雄先生による『式内社が八つある村〜現代に生きる古代・中世の宗教的世界』と題しての講義であった。

全国的にも珍しい真庭地方にある式内社について、①式内社とは何か②極めて特異な八社祭礼と奉仕③現代に残る中世的なものとして、伝統行事、地名など。そして、式内八社と地域づくりの現状の説明があり、地域にとつての歴史遺産・地域社会の中の神社の位置付けとこれからの神社の役割は、小さな地域でも神職が自ら学び伝え、幅広い世代と新しい関係性を構築することで歴史文化の担い手として次代へ伝えていくことが大事であると貴重なご意見をいただいた。

翌日は岡山県立美術館を鑑賞し



て、午前十一時から岡山県護国神社で正式参拝、続いて閉講式に移り、次回の当番県である広島県女子神職会の松原ひさみ会長のご挨拶があり、無事二日間の日程を終えた。内容の充実した有意義な研修会となった。



# 小林やすひこの 神社法律相談

近年、県内神社も法律上のトラブルに巻き込まれ、弁護士に相談するケースが出てきていることから、小林裕彦弁護士に岡山県神社庁の顧問弁護士をお願いしています。

今回は小林弁護士に解散命令の制度について説明していただきます。



岡山県神社庁 顧問 小林裕彦

小林裕彦法律事務所

岡山市北区弓之町2番15号 弓之町シティセンタービル6階  
TEL.086-225-0091 FAX.086-225-0092

## 宗教法人に対する解散命令の制度

―法令違反を事由とする解散の実情と今後―

### (相談)

宗教法人に対して解散を命じることができると聞きました。が、どのような制度なのでしょう。

### (回答)

一、解散命令制度とは  
裁判所は、宗教法人について一定

の事由があると認めるときは、請求により又は職権で、当該宗教法人の解散を命じることができます(宗教法人法八一条一項)。

一定の事由としては、①法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと、②宗教団体の目的(教義をひろめること、儀式行事を行うこと、信者を教化育成すること)を著しく逸脱した行為をしたこと又は一年以上にわたってその目的のための行為をしないこと、③礼拝の施設が滅失し、やむを得ない事由がないのに滅失後二年以上にわたってその施設を備えないこと、④一年以上にわたって代表役員及びその代務者を欠いていること、⑤設立の認証書又は合併の認証書の交付後に宗教法人でないことが判明したことが定められています。

解散を裁判所に求めることができるのは、所轄庁、利害関係人、検察官です。

### 二、解散命令制度と信教の自由

解散命令制度により解散を命じられた宗教法人は、強制的に解散させられることになります。そのため、解

散命令制度は、解散を命じられた宗教法人の信者の信教の自由(憲法二〇条)を侵害するのではないかと争われたことがあります。

最高裁判所は、①解散命令制度により解散を命じられた宗教法人が法人格を失うことになるが、信者の宗教上の行為を禁止したり制限したりする法的効果を一切もたらさないこと、②宗教法人に帰属していた礼拝施設その他の宗教上の行為の用に供されていたものが清算手続によって処分されることになるが、専ら宗教法人の世俗的側面を対象として解散を命じたことに伴う間接的で事実上の支障である等として、解散命令制度が信教の自由を侵害するものではないと判断しています。

### 三、法令違反を事由とする解散命令の実情と今後

解散命令は、信教の自由を侵害しないと最高裁判所が判断したものの、宗教法人を強制的に解散させる効力を有するもので、信者をはじめとする関係者に多大な影響を与えるため、発令について極めて慎重に判断されるべきものであることは異論がないと考えられます。

解散命令制度が設けられたのは昭和二十六年四月三日のことですが、これまで法令違反を事由として解散を命じられた例は、わずか二例にとどまっています。また、解散を命じられた二例については、いずれも刑事事件の対象となった事象が解散命令の事由となっています。

この法令違反について、刑事法に違反した場合だけでなく、民法の不法行為も入り得るとの政府答弁が令和四年十月に国会で行われたことが注目されました。

民法の不法行為とは、故意又は過失によつて他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した場合に損害賠償責任を生じさせるもので、故意に他人を殴つて怪我をさせた場合や自動車の運転操作を誤つて他人に怪我をさせた交通事故の場合も含まれます。

民法の不法行為が認められる場合であれば直ちに解散命令制度の解散事由に該当すると解釈されることはないと考えますが、今後、刑事事件の対象とならない事象であっても、組織性、悪質性、被害の程度等が極めて高い不法行為が認められるような場合に解散を命じられる事例が出てくるかもしれません。

▼退任発令の部▲

年月日	鎮座地	神社名	本務職	氏名
5・10・9	勝田郡奈義町成松	諾神社	宮司	井上 將嗣
5・9・12	真庭市落合垂水	落合町護國神社	権禰宜	土井 浩子

▼就任発令の部▲

年月日	鎮座地	神社名	本務職	氏名
5・10・21	美作市位田	鷺神社	禰宜	飯野 楓子
5・9・26	浅口市金光町佐方	戸神社	権禰宜	神田 泰司

神職任免

年月日	鎮座地	神社名	氏名
5・9・1	小田郡矢掛町小田	武苔神社	清水 啓介

名誉宮司

閉庁のお知らせ

令和5年12月29日～  
令和6年1月4日（年末年始）



訂正とお詫び

第135号の神社庁規程表彰該当者記事に誤りがありました。下記の通り訂正し、お詫びを申し上げます。

記

三条  
 (誤) 玉島浅口 戸神社 責任役員 森永 洋吉郎  
 (正) 玉島浅口 戸島神社 責任役員 森永 洋吉郎

年月日	鎮座地	神社名	本務職	氏名	現身分	享年
5・10・4	真庭市下皆部	八幡神社	宮司	田本 景道	二級	76
5・9・29	高梁市中井町津々	八幡神社	宮司	山本 護	三級	60
5・9・27	倉敷市下津井	祇園神社	宮司	赤星 治	二級	89
5・9・7	加賀郡吉備中央町田土	川合神社	宮司	清瀬 光政	二級上	89

神職帰幽

# 庁 務 日 誌 抄

令和 5 年 7 月 1 日～令和 5 年 11 月 30 日

7 月	
3 日	月次祭
4 日	教化委員会育成部会 / 教化委員会総会 / 直階検定講習会講師会議
5 日	同宗連研修会
6 日	祭祀委員会総会
7 日	直階検定講習会面接会
11 日	祭祀委員会祭祀舞部会 / 祭祀委員会祭儀部会
18 日	同宗連役員会 (オンライン)
19 日	岡山県神社総代会監査会 / 岡山県神社総代会役員会 (いさお会館)
25 日	教化委員会神宮奉賛部会
26 日	岡山県神社総代会評議員会 (サンビーチ岡山) / 神政連岡山県本部役員会 / 神政連岡山県本部監査会
28 日	神青協総務部会

8 月	
1 日	月次祭
3 日	神政連岡山県本部役員会 / 神政連岡山県本部代議員会 / 教化委員会育成部会
7 日	女子装束衣紋研修会
10 日	直階検定講習会 (8/10 ~ 9/4)
15 日	閉庁
21 日	監査会
23 日	教化委員会広報部会 (いさお会館)
28 日	役員会 / 身分選考表彰委員会
29 日	中国地区教化会議 1 日目 (広島県)
30 日	中国地区教化会議 2 日目 (広島県) / 祭祀委員会雅楽部会 (玉井宮東照宮)

9 月	
1 日	月次祭
5 日	庁舎清掃
6 日	全国神社総代会大会 (群馬県) / 教化委員会育成部会 / 祭祀委員会祭祀舞部会
12 日	全国敬神婦人会大会 (宮崎県) / 祭祀委員会祭儀部会 / 総務委員会
15 日	神政連憲法研修会
17 日	神宮大麻暦頒布始奉告祭・神宮大麻暦頒布推進会議 (伊勢)
18 日	神社庁長会 (伊勢)

20 日	教化委員会神宮奉賛部会
21 日	財務委員会
25 日	神宮大麻暦頒布始奉告祭
27 日	教化委員会事業部会
28 日	教養研修会

10 月	
2 日	月次祭
10 日	教化委員会事業部会
11 日	役員会 / 身分選考表彰委員会
18 日	同宗連記念委員会
19 日	消防点検
20 日	神社本庁評議員会 (東京) / 神青協総務部会
24 日	世界連邦岡山県宗教者大会
26 日	部落解放講座
30 日	祭祀委員会祭祀舞部会

11 月	
1 日	月次祭
2 日	直階階位証伝達式
7 日	中国地区神社庁職員研修会 1 日目
8 日	中国地区神社庁職員研修会 2 日目
9 日	祭祀委員会祭儀部会
10 日	教化委員会事業部会
13 日	協議員会 / 関係者大会企画委員会 / 役員会
20 日	財務委員会
21 日	総務委員会
22 日	祭祀委員会雅楽部会
24 日	神宮大麻 DX 支部説明会
27 日	祭祀委員会祭祀舞部会 / 同宗連役員会 / 女子神職会
28 日	全国教化会議 (東京) 1 日目
29 日	全国教化会議 (東京) 2 日目 / 神青協役員会 / 伊勢神宮新穀感謝祭団体参拝 (伊勢) 1 日目
30 日	伊勢神宮新穀感謝祭団体参拝 (伊勢) 2 日目 2 部 / 教化委員会事業部会 (藤田神社)

令和5年度  
岡山県神社庁  
教化事業

～視察研修スペシャルプロジェクト～  
『民社』の生き残る  
力を共に考える



広島県呉市

高尾神社(旧村社)



梶山友美宮司  
〈アイデアの巨匠〉

23歳で高尾神社の宮司に就任し、様々な教化に力を注がれ、神社本庁第13期モデル神社指定を受けるなど、活躍されております。経験豊富なお話を伺い、考えるヒントをいただきます。

広島県東広島市

杉森神社(旧村社)



岡田光統宮司  
〈社と生きる〉

平成23年、28年間過ごした東京を離れ、自然豊かな杉森神社の宮司に就任し、神社本庁に在籍していた経験や過疎神社、大きな神社に至るまで、神社の現況を体験されてきております。貴重なお話を伺い、今を生きていく力を学ぶ機会をいただきます。

生きづらい世の中、今こそ神と向き合い、氏子・崇敬者・参拝者、現代を生きる人々の心の拠り所の意義を仲執持として伝えること、また、これからの民社が生きる未来を築く契機や過疎だからこそできることを、高尾神社、杉森神社で共に語り、笑って学びましょう。

【開催日】 ※神職限定 (配偶者可)

令和6年  
5月13日(月)  
5月14日(火)

※大型バス(御手洗付)

半日研修、修了証交付

【参加費】

25,000円  
先着 34名

《締切日》  
令和6年4月12日(金)まで  
※定員に達し次第、締め切ります。

《行程表》

①日目(13日・月)

美作ICバス停	7時30分発
賀陽バスセンター	8時30分着
岡山県神社庁	9時45分着
五月荘(昼食)	12時50分着
高尾神社	14時00分着
ホテル(宿泊)	16時00分着
クレイトンベイ	16時00分着

②日目(14日・火)

ホテル	9時00分発
杉森神社(昼食)	10時00分着
神明の里	11時45分着
道の駅みはら	13時30分着
岡山県神社庁	16時30分着
賀陽バスセンター	17時55分着
美作ICバス停	18時55分着

※途中の休憩あり(SA)

《主催》 岡山県神社庁 岡山県岡山市中区奥市3-22  
TEL:086-270-2122 FAX:086-270-2123  
《お問合せ》 教化委員会事業部会 山室まで  
TEL:080-9082-7612

↑FAXにてお申込み  
(チラシ裏面がFAX用の申込用紙です) (<https://customform.jp/form/input/158552>)

インターネットで  
お申し込み



◆ 県外神社視察研修のご案内

※神職限定 (配偶者可)

あとがき

庁報第一三六号を  
発行するにあたり、  
原稿をお寄せくだ  
さった皆様に心より  
御礼申し上げます。  
さて、庁報は神社  
庁のホームページに  
も掲載しております。  
トップページに  
あります「岡山県神社  
庁について詳しく見る」  
の中に「岡山県神社  
庁 庁報」の項目が  
あり、第七七号(平  
成六年八月一日発行)  
からではあります  
現在のもので閲覧  
可能です。  
時には過去の庁報  
を読み返すのもよい  
のではないかと思  
います。参考になる  
ことや新たな発想が  
生まれてくるのでは  
ないでしょうか。  
広報部長 青江